

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 12 月 1 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市総務局広報部広報課広報調整係（電話 011-211-2036）
メールアドレス koho.chosei@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 7 年度札幌市公式ホームページに係る JIS X 8341-3:2016 に基づくウェブアクセシビリティ
検証及び全ページ JIS 検証業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約を締結した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(4) 履行場所

札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 年～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 告示日を起点とした過去 2 年間に於いて、国又は地方公共団体で、同様の業務における履行実績があること。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

この告示の日から入札日の前日まで、札幌市公式ホームページ「総務局広報部一般競争入札

等情報」のページ (<https://www.city.sapporo.jp/koho/keiyaku/nyusatsu.html>) に掲載する。

- (3) 入札書の受領期限
令和7年12月17日（水）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

- (4) 入札書の提出方法

- ア 入札書は別紙の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年12月17日（水）16時10分開札 令和7年度札幌市公式ホームページに係るJIS X 8341-3:2016に基づくウェブアクセシビリティ検証及び全ページ JIS 検証業務の入札書在中」と記載し、上記1に示す契約担当部局に、入札書の受領期限までに提出すること。
- イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年12月17日（水）16時10分開札 令和7年度札幌市公式ホームページに係るJIS X 8341-3:2016に基づくウェブアクセシビリティ検証及び全ページ JIS 検証業務の入札書在中」と記載し、上記1に示す契約担当部局に、入札書の受領期限までに送付すること。なお、電送、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札書の提出は認めない。
- ウ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (5) 開札の日時及び場所

令和7年12月17日（水）16時10分

札幌市役所本庁舎11階 広報課事務室（札幌市中央区北1条西2丁目）

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法等

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、当該落札者の決定は、開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できたときに行う。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有するものであるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格がない者の下入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取り扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合は、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。